	算式Ｖの符号 g　令和４年４月１日現在における業務システムに対してシステムを導入した数 h　令和４年４月１日現在における業務システムに対してクラウドを導入した数

７　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.1 × F ＋ 0.1 × G ＋ 0.1 × H ＋ 0.1 × I ＋ 0.1 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.1 × O）× α × 0.283 0.1 × F、0.1 × G、0.1 × H、0.1 × I、0.1 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N 及び 0.1 × O に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅰ F ＝ 112.04 × ｛（j － i）／ i｝ ×（1 ／ 8）＋ 0.79 ｛（j － i）／ i｝ ×（1 ／ 8）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 ［略］ j　平成 30 年から令和２年までの各年における第一次産業産出額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅱ G ＝ 87.15 ×｛（1 － k）／ k｝ ×（1 ／ 7）－ 0.20 ｛（1 － k）／ k｝ ×（1 ／ 7）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

	算式Ｖの符号 g　令和３年４月１日現在における業務システムに対してシステムを導入した数 h　令和３年４月１日現在における業務システムに対してクラウドを導入した数

７　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.1 × F ＋ 0.1 × G ＋ 0.1 × H ＋ 0.1 × I ＋ 0.1 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.1 × N ＋ 0.1 × O）× α × 0.272 0.1 × F、0.1 × G、0.1 × H、0.1 × I、0.1 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.1 × N 及び 0.1 × O に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅰ F ＝ 111.11 × ｛（j － i）／ i｝ ×（1 ／ 7）＋ 0.31 ｛（j － i）／ i｝ ×（1 ／ 7）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 ［同左］ j　平成 29 年から令和元年までの各年における第一次産業産出額の合計額を３で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅱ G ＝ 77.07 ×｛（1 － k）／ k｝ ×（1 ／ 6）＋ 0.33 ｛（1 － k）／ k｝ ×（1 ／ 6）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。